

安全の手引き

令和3（2021）年2月

在デンパサール日本国総領事館

はじめに

世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響は現在も続いており、インドネシア国内においても、2021年2月現在の累積感染者数が120万人を超え、死亡者数も3万人を超えています。インドネシア政府は新型コロナウイルス感染予防対策として、各種保健プロトコルの厳格化や外国人の入国規制、国内移動規制などの対策を打ち出すと共に、1月からワクチン接種が開始されましたが、現在のところ収束の兆しは見られていません。

在デンパサール日本国総領事館管轄地域内（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州：以下「当館管轄州」と称す）においても新型コロナウイルスの影響は多大で、特に観光業が大きな損失を受けており、多くのホテルやサービス業が廃業に追い込まれ、失業者の増加も見られます。新型コロナウイルス対策の規制が長期化すれば、経済困窮者が増加し、空き巣やひったくり、スキミング等の犯罪の増加といった治安の悪化が懸念されます。

バリ島では、2002年10月に大規模な爆弾テロ（日本人旅行者2名を含む200人以上が死亡）、2005年10月には連続爆弾テロ事件（日本人旅行者1名の死亡を含む100人以上の死傷者）が発生しました。インドネシア政府の国家をあげたテロ対策により、テログループは弱体化しつつあると言われていますが、未だにテロ事件は発生しており、年間200人を超えるテロ容疑者が検挙されている現状から、テロへの警戒は引き続き重要な課題となっています。

このような社会情勢の中で、安全に生活するためには、日々刻々と変わる国際情勢や政治・経済・治安情勢、更に対日感情の変化等を的確に把握し、各人が「自分の身は自分で守る」との心構えで、常に警戒心を持って行動していただくことが大切です。本文には、当館管轄州で生活する上で、皆様の家族全員が念頭に置くべき防犯上の一般的な心得や緊急時の心得と対処要領等を記しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

なお、不幸にして何らかの事件・事故に巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、在デンパサール日本国総領事館（0361-227-628）に御連絡ください。

目 次

<u>I 犯罪情勢及び犯行形態など</u>	1
1. 犯罪情勢	1
2. 一般犯罪の特徴・形態	1
<u>II 安全対策</u>	2
1. 安全対策の基本的な心構え	2
2. 一般犯罪被害に遭わないための対策	3
3. 交通事故対策	4
<u>III 爆弾テロ・暴動に対する対策</u>	5
1. 現状	5
2. 遭遇した場合の対策	5
3. 日頃からの対策	5
4. 暴動対策	6
<u>IV 火山噴火・地震・津波などの自然災害に対する心構え</u>	6
<u>V 旅行者に対する注意事項</u>	6
1. 一般犯罪被害に遭わないための対策	7
2. 旅券の紛失	7
3. クレジットカードなどの不正使用被害	7
4. 気象状況の把握	7
5. 海外旅行傷害保険などの各種保険の加入	7
<u>VI 感染症について</u>	8
1. 海外安全情報（感染症危険情報）	8
2. 新型コロナウイルス	8
3. デング熱	8
4. 狂犬病	8
<u>VII 緊急事態への備えと対処要領</u>	9
1. 海外安全情報（危険情報）	9
2. 平素の心構えと準備	9
3. 緊急事態発生時の対応	11
4. 一時避難、退避	11
<u>[参考資料] 緊急時の連絡先など</u>	13

I 犯罪情勢及び犯行形態など

バリ州警察本部によれば、2020年は新型コロナウイルス禍のため事件・事故は減少した旨発表されていますが、平時における犯罪情勢及び犯行形態は以下のとおりになります。

1. 犯罪情勢

当館管轄州では、ひったくり・スリ、置き引き、侵入窃盗・強盗、スキミング、薬物事犯などの犯罪が観光地やリゾート地を中心に発生しています。在住者・旅行者を問わず、邦人がこれらの犯罪の被害に遭うケースも比較的多い傾向にあります。

2. 一般犯罪の特徴・形態

世界有数の観光地でもあるバリ島をはじめ当館管轄州には、ビーチ、マリンスポーツ、伝統芸能などを楽しむため、海外から大勢の観光客が来島します。そのため、他のインドネシアの都市に比べ、外国人観光客を狙った犯罪が多発する傾向にあり、邦人が被害に遭うケースも少なくありません。

(1) ひったくり・スリ

ア ひったくり

深夜帯の繁華街（クタ・レギャン地区など）でオートバイ使用のひったくりが多発傾向にあります。肩掛けかばん等を犯人に強引にひったくられ、被害者が転倒・負傷するケースもあり、最近では、スマートフォンが狙われるケースも増加しています。外出時には所持品の管理に注意し、周囲の警戒を怠らないでください。

イ スリ

繁華街（クタ・レギャン地区など）で集団スリが多発傾向にあります。夜間や早朝の酔客を狙い、複数人で被害者を取り囲み、会話などで注意を逸らせて金品を窃取する犯行です。外出時には所持品の管理に注意し、周囲の警戒を怠らないでください。

(2) 置き引き

繁華街、ショッピングモール、空港、ビーチなど多数の人が集まる場所での被害が多く、またレストランやホテルなどにおいても僅かな隙に所持品や貴重品が狙われる被害が発生しています。外出先では、貴重品から目を離さないようにしてください。

(3) 侵入窃盗・強盗など

独立家屋やヴィラタイプ宿泊施設を狙った侵入窃盗事件が発生しています。中には、殺傷を伴う強盗事件に発展するケースも見かけられますので、万一犯人と遭遇するなどした場合は、抵抗することなく身の安全を第一に対処してく

ださい。

(4) スキミング

様々な手口のスキミング被害が発生しています。中でも繁華街等でのATM利用時に磁気情報や暗証番号を盗まれるケースが多く、機械操作やインドネシア語表記に不慣れな外国人を助けるフリをした者が、カード情報を盗むといった犯行も報告されています。ATMは銀行店舗内や警備員が常駐しているなど安全性の高い場所で利用するとともに、利用時は周囲の状況や操作機器の不審な変化に十分警戒してください、

(5) 薬物事犯

クタ・レギャン地区のような観光客が多く集まる繁華街やその路地裏、ナイトクラブなどで言葉巧みに違法薬物を売りつけてくる者がいます。当地裁判所は、外国人に対しても死刑を含む重い判決を下すなど薬物事犯に対して厳しい姿勢で臨んでいます。興味本位で購入したりすることがないようにしてください。薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお奨めします。

II 安全対策

1. 安全対策の基本的な心構え

(1) 目立たない

目立つ生活をしない、夜間の外出は控える、犯罪が起こりやすい地域には近づかないといった「目立たない」生活を送ることは、日本と治安の大きく異なる異国の地においては、非常に重要な安全対策となります。事件・事故に巻き込まれる可能性を極力排除する、つまり自助努力による予防こそが最良の危機管理です。

(2) 油断しない

外部から容易に識別できるような高価な貴重品は持ち歩かない、普段の行動をパターン化しない、自分や家族に関する情報を外部に伝えないなど、普段の生活においても個人レベルで犯行の機会を与えない（油断しない）ことも大切です。

(3) 良好な関係の構築

近隣住民や親族・知人などと良好な関係を構築し、インドネシア社会に溶け込むことにより被害に遭うことを予防するとともに、有事の場合には助けとなってもらえるような人間関係を醸成しておくことが、当地で安全に暮らすための大きな助けとなります。

(4) 情報収集

日頃から当地の治安状況などについて情報収集に努め、被害を未然に防ぐよう心掛けてください。

(5) 保険への加入

万一、何らかの事件・事故に巻き込まれ被害に遭ってしまった場合に備えて、海外旅行傷害保険などの各種保険に加入しておくことをお勧めします。

2. 一般犯罪被害に遭わないための対策

(1) 自宅における留意点

- 独立家屋の場合は、住宅環境を整備し、夜間は庭園灯・屋外灯を点灯して住居周辺を明るくし、ドアや窓には可能な限り複数の鍵を設置するほか、必要に応じて警報装置を設置することをお勧めします。
- ドアや窓の施錠は、例え在宅中であってもこまめに行ってください。鍵は自らが確実に保管し、仮に家事補助者などに合い鍵を預ける場合であっても、主寝室などの合い鍵は渡さないなどの注意が必要です。
- 知らない訪問者は絶対に家の中に入れないことも重要です。例え訪問者が警察官や警備員であると告げても、覚えがない場合や面識が無い場合には必ず身分証明書の呈示を求め、所属先を尋ねるなどの確認をしてください。
- 使用人（家事補助者、運転手など）の採用にあたっては、身元のはっきりした者を採用することをお勧めします。採用の際は身分証明書などの身上書類を確認し、そのコピーを保管し、特に、運転手については運転免許証の有効期限についても注意してください。
- 使用人には、主人の許可なしに外部の人間（例え当該使用人の家族であっても）を家の中に入れないよう十分に注意を与えてください。また、見知らぬ者から家人の在宅を確認するような電話には応答しないよう指導してください。
- 不心得な使用人や解雇した使用人の手引きによる犯罪も多いことから、十分に注意を払うことが必要です。
- 外出先から帰宅した際、ドアの錠が開いていたり、窓が割られているなどの不審な点が認められたら、安易に家の中に入ることなく、直ちに警察や近隣の人に助けを求めてください。
- 在宅時に盗賊の侵入に気付いても、身の安全を第一として対処することが必要です。盗賊のいる場所に姿を見せることなく、鍵のかかった部屋で盗賊の退散を待ち、電話で警察などに通報してください。それでも押し入って来た場合には、絶対に抵抗せず身体の安全を最優先に落ち着いて行動してください。

(2) 行動における留意点

- 外出時には常に周辺を警戒してください。
- 繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港など多数の人が集まる場所では、周囲に不審な人物がいないかどうか確認してください。
- 外出する際は、派手な服装は避け、貴重品や必要以上の現金を持ち歩かないようにしてください。旅券は、自宅又は事務所などの鍵のかかる場所に保管し、

コピーを持ち歩くことをお勧めします。

- 特に、夜間の繁華街（路上）などにおいては、スリやひったくり、置き引きなどの窃盗事件が頻発しています。必要がある場合のほか、深夜・早朝の時間帯に繁華街に出歩くことは避けてください。
- バッグを持ち歩く場合は、ひったくりに遭わないように十分注意してください。肩掛けバッグの場合、ひったくりに遭うと引きずられ大怪我をする場合もあります。車道とは反対側にバッグを掛けるなどの工夫も必要です。
- タクシーを利用する際は、レストランやホテルで手配してもらった車両を利用することをお勧めします。また最近では、G o j e kやG r a b等の配車アプリを利用すれば、乗車前に目的地までの料金が判明するため、安全にタクシーを利用できます。万一トラブルに遭ってしまった（遭いそうになった）場合は、運転手の名前や車両番号、タクシーの会社名などを控えてください。
- A T Mは銀行店舗内や警備員が常駐している等安全性の高いA T Mを利用することをお勧めします。加えて、残高をこまめにチェックし、利用通知を受け取れるサービスを利用するなどの予防策もご検討ください。

3. 交通事故対策

- 日本の国際運転免許は、インドネシア国内において有効ではありません。万一事故を起こした場合に、大きなトラブルとなったり、身柄拘束を受けたりする可能性があります。当館管轄州において車両を運転される場合には、インドネシアの運転免許が必要になります。
- 当館管轄州における道路交通事情は、非常に劣悪で交通事故が頻発しています。自動車やオートバイを運転する場合には、周囲の状況に細心の注意を払い、交通事故防止に努めてください。また、運転手を使用する場合、安全運転を心掛けるよう平素から十分に指導してください。
- オートバイに乗車する際は、ヘルメット着用が義務づけられています。安全基準を満たしたヘルメットを必ず着用してください。
- 事故現場には野次馬が集まる場合がありますので、示談などの交渉をする場合は、可能な限りホテルの駐車場などの安全な場所に移動して行ってください。
- 自分の車が交通事故を起こした場合、追突などの二次的 사고が起こらないよう安全を確保し、その上で現場の保全を図ってください。運転手を使用している場合、事故の当事者はあくまで運転手となりますので、示談交渉などについては運転手に交渉させ、自分は安易に車外に出ないことをお勧めします。身の危険を感じた場合は、早急にその場から離れ、警察署などに退避してください。
- 軽微な物損交通事故であれば、基本的にはその場での示談となることがありますが（警察への通報義務はない）、解決がつかない場合や後刻の示談に相手が応じそうもない場合などには、両当事者（運転手を使用している場合は運転手

- のみ)揃って警察へ行くことを促すなどの措置も検討する必要があります。
- 事故現場では、後日のトラブルを避けるため、相手の運転免許証や身分証明書記載事項、相手車両の車検証やプレート番号などを控えてください(保険への未加入者も多い)。
 - 警察において事情聴取を受ける場合、通訳可能な者を同伴することをお勧めします。捜査報告書などへの署名を求められた際は、内容を十分に確認した上で応じてください。
 - 飲酒運転は絶対にしないでください。酒酔い運転と認定された場合、通常の事故などより重い処罰が科せられることになります。
 - 事故により怪我をしたときに備えて、海外傷害保険などの加入をお勧めします。

Ⅲ テロ・暴動に対する対策

1. 現状

インドネシア国内各地では、爆発物や刃物など様々な武器を使用したテロ事件が発生しており、警察による過激派・テロリスト摘発が継続して行われています。当館管轄州においては、バリ島の2002年10月と2005年10月の爆弾テロ以降大規模なテロ事件は発生していませんが、2017年には西ヌサ・トゥンガラ州で過激派による警察官襲撃が発生、また、当館管轄州以外では小規模ながら様々なテロの発生が続いています。

2. 遭遇した場合の対策

(1) 爆弾テロの場合

爆発音が聞こえたり、煙が立ち上ったりした場合は、「姿勢を低くする」、「爆発地点から離れる」、「興味本位の行動をとらない」、「爆発地点に検討がつかない場合は建物の陰などで待機する」といった行動を心掛けてください。

(2) その他のテロの場合

銃器や刃物を使ったテロに遭遇した場合は、「その場から逃げる」「付近の建物などに身を隠し警察などの到着を待つ」「興味本位の行動をとらない」といった行動を心掛けてください。

3. 日頃からの対策

- 多数の外国人が集まる場所及び主要欧米関連施設など、テロの標的となるような場所に近づくことは極力避けるようにしてください。
- 最近は警察関連施設がテロの標的となり攻撃される事件が増加しています。必要がある場合のほかは近づかないようにしてください。

- 利用するホテル、レストラン、ショッピングモールなどが十分な安全対策を講じているか、また、不測の事態に備え非常口、避難経路も確認してください。
- 日頃から、テロに関する情報に関心を持ち、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどで最新の情報を集めるよう心掛けてください。

4. 暴動対策

2020年は、オムニバス法成立に反対するデモがインドネシア全土で発生し、ジャカルタでは暴徒化する事態まで発展しました。当館管轄州においても10月～11月にかけて大小様々なデモが発生しましたが、2021年2月現在は沈静化しています。しかしながら、デモや集会は暴動に発展する可能性もありますので、万一遭遇した場合には、速やかにその場から離れるようにしてください。興味本位で動画を撮影したり、見物するなどの行動は非常に危険です。

IV 火山噴火・地震・津波などの自然災害に対する心構え

火山噴火、地震、津波などの自然災害はいつ発生するか分かりません。日本で生活している時と同様、災害への備え（飲料水、非常食、懐中電灯、ラジオ、タオルなど）は平素から準備しておくことが肝心です。また、居住地域が沿岸地域の場合、ご家族で津波予測ハザードマップなどを確認し、避難経路や避難場所等を確認しておいてください。

雨期などの天候不順により、大雨、強風、高波など気象状況に急激な変化が生じる場合があります。急激な気象変化が生じた場合は、倒木・土砂崩れ・洪水などの危険性がありますので注意してください。

V 旅行者に対する注意事項

現在は新型コロナウイルス禍のため旅行者はインドネシアに入国できず、旅行者被害の事件・事故は減少していますが、平時における旅行者の犯罪被害防止対策は以下のとおりになります。

1. 一般犯罪被害に遭わないための対策

当館管轄州で発生する旅行者の犯罪被害の大半は、ひったくり、スリ、置き引きなどの窃盗被害です。これらの犯罪を防止する一般的な対策は以下のとおりです。

- 観光地、繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港など多数の人が集まる場所では、常に警戒を怠らない。
- 手荷物からは絶対に目を離さない。徒歩での移動の場合は周囲の状況に十分注意する。
- 繁華街（路上）などでは、ひったくりやスリ、置き引きなどの窃盗事件が頻

発しているのので、深夜・早朝の時間帯に繁華街を出歩くことは避ける。

- 旅券はホテルのセーフティーボックスなどに保管し、コピーを持ち歩く。
- 徒歩での移動の場合は、出来る限り高価なバッグの持ち歩きを避け、貴重品はホテルのセーフティーボックスに預けるとともに、必要最小限度の現金しか持ち歩かないよう心掛ける。
- バッグを持ち歩く場合は、ひったくりに十分注意する。肩掛けバックの場合、ひったくりに遭うと、引きずられ、大怪我する可能性があるのので、車道とは反対側に掛けるなど工夫する。
- 見知らぬ者から声を掛けられた時は、スリやひったくりの可能性があるので、周囲の状況と手荷物に十分注意を払い、その場を離れる。
- 甘言につられない。現地人が唐突に日本語で親しげに話しかけてくる場合は十分注意する。強引な物売り（薬物の売りつけ）、客引きを相手にしない。

2. 旅券の紛失

盗難などで旅券を紛失すると、出国許可取得の手続きに時間を要し、旅行日程を大幅に変更しなければならなくなるおそれもあります。旅券の管理には細心の注意を払ってください。

3. クレジットカードなどの不正使用被害

- クレジットカードや国際キャッシュカード等から知らぬ間に現金が引き出されている被害が多数報告されています。ATMは銀行店舗内や警備員が常駐している等安全性の高いATMを利用するようにしてください。
- クレジットカード等が他人の手に渡らないようしっかり管理し、紛失や身に覚えのない使用などが疑われる場合には、直ちにカード会社へ連絡してください。

4. 気象状況の把握

- 特に、雨期（概ね11月～3月）には当地気象庁から大雨・強風・高波警報が頻繁に発出されます。海や山でのレジャーの際は、天候の急変等に十分注意してください。
- 水難事故も少なくありません。天候や場所によっては経験を積んだサーファーやダイバーでさえも危険なことがあります。当日の天候や自身の体調等を考慮し、安全を優先することを心掛けてください。
- 遊泳禁止の看板が立っている浜辺は、浅く見えても急に深くなっていたり、離岸流などで潮の流れが複雑になっており、大変危険ですので十分注意してください。

5. 海外旅行傷害保険などの各種保険の加入

不幸にも何らかの事件・事故に巻き込まれ、被害に遭ってしまった場合には、当地では被害回復は難しいことが多く、また病院での治療費などが極めて高額となります。そのような事態に備えて、海外旅行傷害保険などの各種保険に加入されることを強くお勧めします。

VI 感染症について

1. 海外安全情報（感染症危険情報）

2021年2月18日現在、インドネシア国内の海外安全情報（感染症危険情報）は、「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」とされています。

詳しくは、外務省海外安全ホームページを参照してください。

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

2. 新型コロナウイルス

2021年2月現在、全世界で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、当館管轄州を含むインドネシア国内においても猛威を振るっており、国内感染者数の累計が15万人を超えています。インドネシア政府や当館管轄州においてもマスク着用や手洗い、ソーシャルディスタンスの確保等の保健プロトコルを励行するよう政府から指示が出されていますが、収束の目処は立っておりません。各種保健プロトコルを順守し、感染予防を徹底するとともに、万一高熱や呼吸困難、味覚障害等の症状が見られた場合には、直ちに医療機関を受診し、適切な治療を受けるようにしてください。

3. デング熱

当館管轄州を含むインドネシア国内では、デング熱が流行しており注意が必要です。デング熱は蚊が媒介する感染症で、重篤な場合には出血熱を発症し、死に至る場合もあります。予防接種も予防薬もないため、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。外出時に肌の露出を少なくし、虫除けスプレー等を使用するなど感染の予防に努めてください。なお、突然の高熱や頭痛、関節痛や筋肉痛、発疹等のデング熱が疑われる症状が出た場合には、直ちに医療機関で受診し、適切な治療を受けるようにしてください。

4. 狂犬病

バリ島では毎年少数ながら狂犬病の発症事例が報告されているため注意が必要です。狂犬病はウイルスを持つ犬・猿等の動物に噛まれることにより感染するもので、人が発症した場合にはほぼ100%死亡します。屋外を徒歩で移動する際

は野犬などの動物には十分注意し、猿などの動物にも安易に手を出さないようにしてください。万一狂犬病にかかっているおそれのある動物に噛まれてしまった場合には、傷口を十分水洗いし、直ちに医療機関を受診してワクチン接種等を受けてください。

VII 緊急事態への備えと対処要領

インドネシアでは、1998年5月、ジャカルタを中心に各地で暴動が発生し、約9,000人の在留邦人が極めて短期の間に臨時便やチャーター便で国外に退避するという事態がありました。

この過去の貴重な体験を教訓として、今後の危機管理に役立てていくため、ここではそうした準備や緊急事態への対処の上で参考になるような備えと心構えを記しました。

1. 海外安全情報（危険情報）

2021年2月18日現在、インドネシア国内の危険情報は、パプア州（ブンチャック・ジャヤ県、ミミカ県のみ）及び中部スラウェシ州ポソ県は「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」、前記以外の地域（首都ジャカルタ及び当館管轄州を含む）は「レベル1：十分注意してください。」とされています。

詳しくは、外務省海外安全ホームページを参照してください。

○外務省・海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

2. 平素の心構えと準備

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届の提出

当館管轄州に中長期で滞在される方は、在デンパサール日本国総領事館へ在留届を提出してください。万一、不測の事態が発生した場合、総領事館は在留届を基に電話、メール、SMSなどで必要な情報提供を行い、場合によっては安否確認を行います。在留届が提出されていない場合には、当地滞在の事実や連絡先が分からないため総領事館から重要な連絡ができず、緊急事態に関する情報が得られないおそれがあります。

また、すでに提出されている方も、内容（特に住所、電話番号、メールアドレスなど）に変更があった場合や帰国の場合には、速やかに変更などの届出をお願いします。

イ 連絡手段の確認

緊急事態はいつ発生するか分かりません。そのような場合に備えて、日頃から家庭内、企業内などで緊急連絡方法につき予め決めておいてください。

ウ 連絡拠点の把握

総領事館では、連絡拠点として以下の場所に総領事館と連絡可能な無線を設置しています。以下の連絡拠点について、所在地を確認しておいてください。

- ・バリ日本人会事務局・バリ日本語補習授業校（サヌール地区）
- ・ウォーターマーク・ホテル（ジンバラン地区）
- ・S i S i（ウブド地区）

エ ラジオの準備

緊急事態発生後、電話が不通になるなど真にやむを得ない状況の場合には、総領事館からの情報伝達手段として、FM放送による緊急連絡を行う場合があります（周波数は本書末に記載）。

(2) 旅券などの管理

- 旅券、滞在許可証（K I T A S / P）、再入国許可、出入国カードなどの出入国に必要な書類は紛失しないよう厳重に管理し、常に有効な状態にあることを確認してください。
- 滞在許可、出国・再入国許可取得手続などのため、入国管理局に旅券を預け入れしている間に緊急事態が発生し、急遽本邦へ引き揚げる必要が生じた場合、入国管理局から旅券の返却に時間を要すこともありますので、平常時から出入国管理に係る手続は早め早めに対応するよう心掛けてください。

(3) 緊急時用物資などの準備

ア 食料・飲料水

状況によっては、買い物のための外出が困難になり、しばらくの間自宅で待機の方が安全なこともあり得ますので、ある程度の食料、飲料水の備蓄をご準備ください。

イ 金銭

事態の緊迫により、銀行の閉鎖もあり得ますので、事態が切迫してきたら国外退避のための現金を準備することをご検討ください。

ウ 給油

万一に備え、自動車やバイクは常に整備と給油をしておくことが大切です。

エ 保険への加入

海外旅行傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険などへ加入しておくことをお勧めします。

(4) 緊急避難時における携帯用物資の準備

緊急避難を行う際に必要な物～簡単な救急セット、風邪薬、懐中電灯、雨具やその他ご家庭で必要と思われる物～を入れた丈夫で持ち運びやすいバッグを準備しておくことをお勧めします。これらバッグは、いつでも使用できる状態であるように点検するとともに、いざという時にとっさに持ち運べるように手の届く場所に保管しておく必要があります。

(5) 家族間での緊急時対策

緊急事態が発生しても冷静に行動できるように、前もって準備しておくことが必要です。緊急時にはどうするのか、どのような行動をとるのか、どこに避難するのかといった計画を家族で話し合いしておくことも事前対策の1つです。

また、学校に通うお子様をお持ちの家庭は、学校の緊急時の対策や計画などを把握し、その内容を子どもたちに教えておくことも必要です。

3. 緊急事態発生時の対応

事態が切迫してきたら、まずは正確な情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。ソーシャルメディア等で流れる根拠のない情報に惑わされたりすることなく、冷静に行動してください。

(1) 緊急事態発生時などにおける連絡態勢

- 総領事館からは、在留届に基づきメールなどによる情報提供を行うと同時に、必要に応じて電話などで安否確認を行います。また、「バリ日本人会」及び「西ヌサ・トゥンガラ州日本人会」を通じて、同日本人会会員に必要な連絡を行うなど、随時、情報を提供します。
- 総領事館ホームページ及びフェイスブックでも邦人向けの必要情報、お知らせなどを随時掲載します。

(2) 緊急事態発生時などにおける総領事館の体制

バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州及び東ヌサ・トゥンガラ州で緊急事態が発生した場合は、総領事館に「緊急事態対策本部」を設置し、所要の情報収集を行うと共に、在留邦人に対し各種情報を発信します。

(3) 緊急事態発生時などにおける行動

- インターネットやTV・ラジオニュースから最新情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。
- 同僚や友人などと連絡を取り合い、自分と自分の家族の状況を知らせ合うなど積極的に情報共有を行ってください。
- 自分や自分の家族又は他の邦人の生命、身体、財産などに危害が及び、又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に連絡してください。

4. 一時避難、退避

深刻な緊急事態に至った場合は、居住地からの一時的な避難や国外を含めた他の地域への退避を検討する必要があります。

- (1) 総領事館から呼びかける一時避難（集結）の場合、どこにどのように集結していただくかは状況次第で異なりますが、総領事館、日本語補習授業校、指定するホテルなどが考えられます。

- (2) 事態が悪化し、自発的に退避（島外退避、帰国など）される場合は、退避者の氏名などを総領事館に連絡願います。
- (3) さらに深刻な事態となり、日本政府から退避勧告があった場合は、これに従って可能な限り速やかに退避又は引き揚げを行ってください。原則、日本政府は一般商業機が運航されている間に退避勧告を発出します。

[参考資料]

緊急時の連絡先など

1. バリ州

(1) 州政府防災庁内

○バリ・クライシス・センター（英語可、災害、交通事故、救急車、消防車、警察への通報、24時間対応） ☎0361-251177

(2) 警察（主な警察署）

○バリ州警察本部

☎0361-222200（24時間、クイック・レスポンス・センター）

☎0361-233188（注：デンパサール市及びバドゥン県地域対象）

○観光警察 ☎0361-224111（英語可）

○デンパサール市警察署 ☎0361-8448902

○バドゥン警察署 ☎0361-829949

○ギアニャール警察署 ☎0361-943110

○カラニアスム警察署 ☎0363-21220

○ジェンブラナ警察署 ☎0365-41110

○タバナン警察署 ☎0361-811210

○クルンクン警察署 ☎0366-21115

○ブレレン警察署 ☎0362-22510

○バンリ警察署 ☎0366-93110

(3) 空港（主な空港）

○ングラ・ライ国際空港 ☎0361-9351011

(5) 病院（主な病院）

○スルヤフサダ病院（DPS） ☎0361-224499（日本語可）

○カシイブ病院（DPS） ☎0361-3003030（日本語可）

○マンダラ病院（DPS） ☎0361-4490566

○国立サンラ中央病院（DPS） ☎0361-227911

○プロディア・クリニック（DPS） ☎0361-261001

○BIMC病院（クタ） ☎0361-761263（日本語可）

○タケノコ診療所（クタ） ☎0361-4727288（日本語可）

○シロアム病院（クタ） ☎0361-779900

○インターナショナルSOS（クタ） ☎0361-710505

○共愛メディカル（クタ） ☎0853-3883-3787

- ウダヤナ大学病院（ジンバラン） ☎0361-8953670
- BIMC病院（ヌサドゥア） ☎0361-3000911（日本語可）

2. 西ヌサ・トゥンガラ州

（1）警察（主な警察署）

- 西ヌサ・トゥンガラ州警察本部 ☎0370-622305
- マタラム警察署 ☎0370-621124
- ビマ警察署 ☎0374-43326

（2）空港（主な空港）

- セラパラン空港（マタラム） ☎0370-6157000
- スルタン・ムハマッド・サラフディン空港（ビマ） ☎0711-385001

（3）病院（主な病院）

- 西ヌサ・トゥンガラ州病院（マタラム） ☎0370-7502424
- 市立マタラム病院（マタラム） ☎0370-660774
- マタラム大学病院（マタラム） ☎0370-7851000
- シロアム病院（マタラム） ☎0370-6001100
- ビマ病院（ビマ） ☎0374-43142
- ビマ市病院（ビマ） ☎0852-39511522

3. 東ヌサ・トゥンガラ州

（1）警察（主な警察署）

- 東ヌサ・トゥンガラ州警察本部 ☎0380-833132
- クパン警察署 ☎0380-803140
- ラブアンバジョ警察署 ☎0385-41110
- シッカ警察署 ☎0382-21055

（2）空港（主な空港）

- エル・タリ空港（クパン） ☎0380-881668
- ラブアンバジョ空港（ラブアンバジョ） ☎0385-41132
- フランス・セダ空港（シッカ） ☎0381-21512

（3）病院（主な病院）

- ヨハンネス病院（クパン） ☎0380-832892
- ラブアンバジョコモド病院（ラブアンバジョ） ☎0813-37055250
- ヒラーズ病院（シッカ） ☎0812-61153944

4. ラジオ放送など

○NHK国際放送の周波数表

NHKワールド ラジオ 日本語短波放送（2021年2月現在）

放送時間（日本時間）	周波数（kHz）
2：00－5：00	17810
7：00－10：00	15280
10：00－15：00	11815
21：00－23：00	11630

詳細はNHKホームページを参照してください。

5. 外務省海外安全ホームページ及び在外公館など

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○外務省 代表番号 (03) 3580-3311

領事局海外邦人安全課 (03) 5501-8160

海外安全相談センター (03) 5501-8162

○在デンパサル日本国総領事館

電話：0361-227628 FAX：0361-265066

HP：https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在インドネシア日本国大使館

電話：021-31924308 FAX：021-3157156

HP：http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在スラバヤ日本国総領事館

電話：031-5030008 FAX：031-5030037

HP：<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在マカッサル領事事務所

電話：0411-871030 FAX：0411-853946

○在メダン日本国総領事館

電話：061-4575193 FAX：061-4574560

HP：<http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>